

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 関係政令の整備

株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号。以下「法」という。）の施行に伴い、次に掲げる政令の規定において、株式会社海外需要開拓支援機構を追加すること。

- 一 國家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二
（第一条関係）
- 二 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十
（第二条関係）
- 三 國家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項
（第三条関係）
- 四 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十九条第五号
（第四条関係）
- 五 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条及び第三十一条
（第五条関係）
- 六 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十七条
（第六条関係）

第二 施行期日

この政令は、法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行すること。

（附則関係）

政令第 号

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社海外需要開拓支援機構法（平成二十五年法律第五十一号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第七条の二第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）第一百四十条第一項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百六条の二第三項及び第二百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

(自衛隊法施行令の一部改正)

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十　株式会社海外需要開拓支援機構

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十八　株式会社海外需要開拓支援機構

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「株式会社産業革新機構」の下に「株式会社海外需要開拓支援機構」を加える。

(職員の退職管理に関する政令の一部改正)

第五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

八十 株式会社海外需要開拓支援機構

第三十一条に次の一号を加える。

十一 株式会社海外需要開拓支援機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第六条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十二 株式会社海外需要開拓支援機構

附 則

この政令は、株式会社海外需要開拓支援機構法の施行の日（平成二十五年九月十八日）から施行する。

理 由

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令その他関係政令の規定を整備する必要があるからである。

(新旧対照条文一覧)

- 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）【第一条関係】.....
8
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）【第二条関係】.....
7
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）【第三条関係】.....
4
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）【第四条関係】.....
3
- 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）【第五条関係】.....
2
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）【第六条関係】.....
1

株式会社海外需要開拓支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）【第一条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百五十七 （略）

百五十八 株式会社海外需要開拓支援機構

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百五十七 （略）

（新設）

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）【第二条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇七十九（略）	別表第十（第六十条の二関係） 一〇七十九（略）
八十 株式会社海外需要開拓支援機構 （新設）	

○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）【第三条関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第百二十四条の一第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百二十七（略）

第四十三条 法第百二十四条の一第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一〇百二十七（略）

2
百二十八 株式会社海外需要開拓支援機構
(略)

2
(新設)
(略)

改 正 案

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）

第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（四）（略）

現 行

（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）

第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（四）（略）

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した

旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）、原子力損害賠償支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第

旧空港周辺整備機構を含む。）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）、原子力損害賠償支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第

成十七年法律第八十二号) 附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。) 及び独立行政法人奄美群島振興開発基金

三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。) 及び独立行政法人奄美群島振興開発基金

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）

【第五条関係】

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	（退職手当通算法人）	（退職手当通算法人）
第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。	第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。	第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。
一～七十九 （略）	一～七十九 （略）	一～七十九 （略）
八十 株式会社海外需要開拓支援機構	（新設）	（新設）
	（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）	（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）
第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。	第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。	第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。
一一十一 （略）	一一十一 （略）	一一十一 （略）
十二 株式会社海外需要開拓支援機構	（新設）	（新設）

○特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）【第六条関係】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）

第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一〇十一（略）

（新設）

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）

第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一〇十一（略）

十二 株式会社海外需要開拓支援機構

(参照法令一覧)

- 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）抄【第一条関係】 1
- 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）抄 14
- 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）抄【第二条関係】
- 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）抄 14
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）抄【第三条関係】 18
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）抄 19
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）抄【第四条関係】 35
- 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）抄 37
- 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）抄【第五条関係】 39
- 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）抄【第六条関係】 41
- 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）抄 42
- 独立行政法人通則法（平成十一年政令第百三号）抄 46
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 47
- 年法律第 48 号）抄 50

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）抄

（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人）

第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この号において「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）

二 日本道路公团等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公团

三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（以下「旧緑資源機構」という。）（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第七十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧八郎潟新農村建設事業団、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団、森林開発公団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。）

四 旧日本鉄道建設公団（旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団（国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十三号）附則第二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国内旅客船公団、特定船舶整備公団法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百四十九号）附則第二項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鐵道整備基金、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第二百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律

第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む。）

五 首都高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団を含む。）

六 独立行政法人日本原子力研究開発機構附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究所（日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団及び日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）及び独立行政法人日本原子力研究開発機構附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構（同法附則第十条の規定による廃止前の核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧原子燃料公社及び原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団を含む。）

七 独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第一百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団

八 独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第一百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会（日本貿易振興会法及び通商産業省設置法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧アジア経済研究所を含む。）

九 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第一百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第五十一号）附則第二条の規定により石炭鉱害事業団となつた旧鉱害基金及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

十 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行、同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫（以下「旧国民生活金融公庫」という。）、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫（以下「旧農林漁業金融公庫」という。）、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫（以下「旧中小企業金融公庫」という。）

金融公庫」という。) 及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行(以下「旧国際協力銀行」という。)を含む。)

十一 株式会社日本政策投資銀行(株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法(平成十一年法律第七十三号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開發銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行を含む。)

十二 独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第一百六十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所

十三 独立行政法人科学技術振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団(新技術開発事業団の一部を改正する法律附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技術開発事業団及び独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団並びに同法附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センターを含む。)

十四 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第一百二十六号)附則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団(同法附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法(平成八年法律第五十三号。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。)

)附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法(昭和五十六年法律第四十四号)附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団並びに旧農畜産業振興事業団を含む。)及び

独立行政法人農畜産業振興機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金

十五 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第一百六十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構(中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第三十八号)附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成九年法律第六十八号)附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合を含む。)

十六 独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第一百八十一号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会(日本観光協会法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第十五号)附則第二条第一項の規定により国際観光振興会となつた旧日本観光協会を含む。)

十七 旧日本てん菜振興会の解散に関する法律(昭和四十八年法律第三十三号)第一項の規定により解散した旧日本てん菜振興会

十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律(平成二十三年法律第二十六号。以下この号において「廃止法」という。)附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「旧独立行政法人雇用・能力開発機構」という。)(廃止法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第一百七十号)附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構、同法附

則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号。以下この号において「旧雇用・能力開発機構法」という。）

附則第十二条の規定による廃止前の雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第二百六十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧厚生労働省所管の会及び旧雇用・能力開発機構法附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十九 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金（同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

二十 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）第二条第十二号の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第八十九号において「旧日本郵政公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

二十一 阪神高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団を含む。）
二十二 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第二百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団（水資源開発公団
法）一部（改正三十一年法律第七十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団を含む。）

二十三 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団（同法附則第五条の規定による廃止前の国際協力事業団法（昭和四十九年法律第六十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧海外技術協力事業団及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。）

二十四 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第二百四十六号。以下この号において「廃止法」とい

二十四 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号。以下この号において「廃止法」といいう。）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（廃止法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号。以下この号において「旧中小企業総合事業団法」という。）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号。以下この号において「旧中小企業事業団法」という。）附則第十六条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十六号）附則第八条第一項の規定により解散した旧日本中小企業指導センター、中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）附則第四条第一項の規定により中小企業共済事業団となつた旧小規模企業共済事業団、旧中小企業事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団、纖維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）による改正前の纖維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二十二条の纖維工業構造改善事業協会並びに旧中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、旧

中小企業総合事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧織維産業構造改善事業協会及び旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団を含む。) 及び廃止法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金(特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十三号)による改正前の特定不況産業安定臨時措置法(昭和五十三年法律第四十四号)第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進による特定期第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。)並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団(産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第七十四号)附則第二条第一項の規定により工業再配置・産炭地域振興公団及び工業再配置・産炭地域振興公団法の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第六十九号)附則第二条の規定により地域振興整備公団となつた旧工業再配置・産炭地域振興公団を含む。)

二十五 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二十九号)附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構(同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。)

二十六 石油公団法及び金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十五号)附則第二条の規定により金属鉱業事業団(金属鉱物探鉱促進事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第九十三号)附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団(金属鉱物探鉱促進事業団となつた旧金属鉱物探鉱促進事業団を含む。)

二十七 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号)附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金(同法附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十九号)附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。)

二十八 日本消防検定協会

二十九 国立教育会館の解散に関する法律(平成十一年法律第六十二号)第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十 社会保障研究所の解散に関する法律(平成八年法律第四十号)第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十一 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)第七十七条第三十六号の規定による廃止前のオリンピック記念青少年総合セ

ンターの解散に関する法律（昭和五十五年法律第五十四号）第一項の規定により解散した旧オリンピック記念青少年総合センター

三十二 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会（

公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）

）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）及び独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む。）

三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場を含む。）

三十四 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

三十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター（同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会及び旧日本学校安全会を含む。）

三十六 独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会を含む。）

三十七 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会

三十八 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団（同法附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫を含む。）

三十九 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団（石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十三号）附則第二条の規定により石油公団となつた旧石油開発公団を含む。）

四十 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団

- 四十一　海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第一条の規定により解散した旧阪神外貿埠頭公団
- 四十二　独立行政法人宇宙航空研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団
- 四十三　国家公務員共済組合連合会（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第二十三条第一項の規定により國家公務員共済組合連合会となつた旧国家公務員等共済組合連合会を含む。）
- 四十四　本州四国連絡高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団（以下この号において「旧本州四国連絡橋公団」という。）の成立の際現に同項の規定により解散した旧日本道路公団の職員として在職する者が同法第三十七条の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）附則第十二条に規定する場合に該当することとなつた場合の同公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）
- 四十五　日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。）
- 四十六　情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会
- 四十七　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金
- 四十八　独立行政法人国民生活センター法附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センター
- 四十九　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会
- 五十　独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター
- 五十一　独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会
- 五十二　独立行政法人海洋研究開発機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センター
- 五十三　軽自動車検査協会
- 五十四　日本下水道事業団（下水道事業センター法の一部を改正する法律附則第二条の規定により日本下水道事業団となつた旧下水道事業センターを含む。）
- 五十五　独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金

五十六 独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会

五十七 中央省庁等改革関係法施行法第千三百二十五条第一項の規定により解散した旧建設省共済組合

五十八 日本航空株式会社法を廃止する等の法律（昭和六十二年法律第九十一号。以下この号において「廃止法」という。）第一条の規定による廃止前の日本航空株式会社法（昭和二十八年法律第百五十四号）により設立された日本航空株式会社（廃止法の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。）

五十九 消防団員等公務災害補償等共済基金

六十 中小企業投資育成株式会社（消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第九条の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

六十一 日本自動車ターミナル株式会社法を廃止する法律（昭和六十一年法律第二十六号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第七十五号）により設立された日本自動車ターミナル株式会社（廃止法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

六十二 こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第一項の規定により解散した旧こどもの国協会

会

六十三 企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）

六十四 石炭鉱業年金基金

六十五 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）

六十六 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センター

六十七 小型船舶検査機構

六十八 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

六十九 高圧ガス保安協会

七十 独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成十四年法律第二百三十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧北方領土問題対策協会

七十一 自動車安全運転センター

七十二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センター

七十三 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手續の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター（以下「旧独立行政法人通関情報処理センター」という。）を含む。）

七十四 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）

七十五 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金及び薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。）

七十六 放送大学学園（放送大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園及び旧メディア教育開発センターを含む。）

七十七 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号。以下この号において「改正法」という。）第三条の規定による廃止前の電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）により設立された電源開発株式会社（改正法第三条の規定の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

七十八 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社（同条の規定の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

- 八十 地方職員共済組合
- 八十一 警察共済組合
- 八十二 中央労働災害防止協会
- 八十三 地方公務員災害補償基金
- 八十四 貿易研修センター法を廃止する等の法律（昭和六十年法律第六十六号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の貿易研修センター法（昭和四十二年法律第二百三十四号）により設立された貿易研修センター（廃止法第二条に規定する時までの間におけるものに限る。）
- 八十五 預金保険機構
- 八十六 旧総合研究開発機構
- 八十七 危険物保安技術協会
- 八十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「旧高齢・障害者雇用支援機構」という。）（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。）
- 八十九 旧日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間におけるものに限る。）
- 九十一 中央職業能力開発協会
- 九十二 地方公務員共済組合連合会
- 九十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
- 九十四 日本たばこ産業株式会社
- 九十五 日本電信電話株式会社

九十六 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進セントラル

九十七 北海道旅客鉄道株式会社

九十八 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号から第百三十一号までにおいて「旅客会社法 改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号。次号及び第百三十一号において「改正前旅客会社法」という。）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

九十九 改正前旅客会社法により設立された東海旅客鉄道株式会社（旅客会社法 改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

百一 四国旅客鉄道株式会社（旅客会社法 改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

百二 九州旅客鉄道株式会社

百三 日本貨物鉄道株式会社

百四 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第五条第一項の規定により解散した旧新幹線鉄道保有機構

百五 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」という。）（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）

百六 社会保険診療報酬支払基金

百七 国民年金基金連合会

百八 公立学校共済組合

百九 日本中央競馬会

百十 東日本電信電話株式会社

百十一 西日本電信電話株式会社

百十二 原子力発電環境整備機構

百十三 特定独立行政法人以外の独立行政法人

百十四 株式会社産業再生機構

- 百十五 国立大学法人
- 百十六 大学共同利用機関法人
- 百十七 日本環境安全事業株式会社
- 百十八 東日本高速道路株式会社
- 百十九 中日本高速道路株式会社
- 百二十 西日本高速道路株式会社
- 百二十一 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号。以下「平成十七年国立大学法人法改正法」という。）附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学
- 百二十二 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学
- 百二十三 日本郵政株式会社
- 百二十四 日本司法支援センター
- 百二十五 旧青年の家及び旧少年自然の家
- 百二十六 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫
- 百二十七 学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）第四条の規定による改正前の独立行政法人国立特殊教育総合研究所法（平成十一年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人国立特殊教育総合研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
- 百二十八 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律による改正前の独立行政法人国立博物館法（平成十一年法律第百七十八号）第二条の独立行政法人国立博物館（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）及び旧文化財研究所（同日までの間におけるものを除く。）
- 百二十九 旧林木育種センター（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
- 百三十 削除
- 百三十一 日本郵便株式会社（旧郵便事業株式会社及び旧郵便局株式会社を含む。）
- 百三十二 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国立大学法人大阪外国语大学（以下「旧大阪外国语大学」という。）
- 百三十三 地方公共団体金融機関（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業

等金融機関法（平成十九年法律第六十四号。以下「旧地方公営企業等金融機関法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機関法第一条の地方公営企業等金融機関を含む。）

- 百三十四 地方競馬全国協会
- 百三十五 株式会社商工組合中央金庫
- 百三十六 全国健康保険協会
- 百三十七 農水産業協同組合貯金保険機構
- 百三十八 株式会社産業革新機構
- 百三十九 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
- 百四十 旧国立国語研究所（平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法の施行の日の前日までの間におけるものを除く。）
- 百四十一 日本年金機構
- 百四十二 漁船保険中央会
- 百四十三 全国土地改良事業団体連合会
- 百四十四 全国中小企業団体中央会
- 百四十五 全国商工会連合会
- 百四十六 漁業共済組合連合会
- 百四十七 日本銀行
- 百四十八 日本弁理士会
- 百四十九 東京地下鉄株式会社
- 百五十 日本アルコール産業株式会社
- 百五十一 原子力損害賠償支援機構
- 百五十二 沖縄科学技術大学院大学学園（沖縄科学技術大学院大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構（以下「旧沖縄科学技術研究基盤整備機構」という。）を含む。）
- 百五十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 百五十四 株式会社国際協力銀行

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）抄

（公庫等職員として在職した後引き続いて職員となつた者の在職期間の計算）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の公庫等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における公庫等職員としての在職期間の計算については、前条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

4 第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

(国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人)

第六十条の二 法第四十六条第二項に規定する政令で定める法人は、特定独立行政法人以外の独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）、大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）及び別表第十に掲げる法人とする。

別表第十 （第六十条の二関係）

一	日本商工会議所
二	地方職員共済組合
三	社会保険診療報酬支払基金
四	日本中央競馬会
五	東日本高速道路株式会社
六	中日本高速道路株式会社
七	西日本高速道路株式会社
八	削除
九	消防団員等公務災害補償等共済基金
十	国家公務員共済組合連合会
十一	首都高速道路株式会社
十二	削除
十三	阪神高速道路株式会社
十四	警察共済組合
十五	公立学校共済組合
十六	日本消防検定協会
十七	高圧ガス保安協会
十八	中央労働灾害防止協会
十九	成田国際空港株式会社

- 二十 企業年金連合会
二十一 石炭鉱業年金基金
二十二 地方公務員災害補償基金
二十三 本州四国連絡高速道路株式会社
二十四 預金保険機構
二十五 軽自動車検査協会
二十六 小型船舶検査機構
二十七 削除
二十八 削除
二十九 日本下水道事業団
三十 自動車安全運転センター
三十一 危険物保安技術協会
三十二 中央職業能力開発協会
三十三 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園
三十四 全国市町村職員共済組合連合会
三十五 地方公務員共済組合連合会
三十六 削除
三十七 日本たばこ産業株式会社
三十八 日本電信電話株式会社
三十九 削除
四十 北海道旅客鉄道株式会社
四十一 四国旅客鉄道株式会社
四十二 九州旅客鉄道株式会社
四十三 日本貨物鉄道株式会社
四十四 削除

四十五	削除
四十六	削除
四十七	日本私立学校振興・共済事業団
四十八	中部国際空港株式会社
四十九及び五十	削除
五一	東日本電信電話株式会社
五十二	西日本電信電話株式会社
五十三	株式会社日本政策金融公庫
五十四	株式会社日本政策投資銀行
五十五	原子力発電環境整備機構
五十六	削除
五十七	株式会社商工組合中央金庫
五十八	削除
五十九	地方競馬全国協会
六十	削除
六十一	農水産業協同組合貯金保険機構
六十二	銀行等保有株式取得機構
六十三	日本環境安全事業株式会社
六十四	日本郵政株式会社
六十五	削除
六十六	日本郵便株式会社
六十七	日本司法支援センター
六十八	地方公共団体金融機構
六十九	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
七十	株式会社産業革新機構

- 七十一 株式会社企業再生支援機構
七十二 日本金機構
七十三 原子力損害賠償支援機構
七十四 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学学園
七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
七十六 株式会社国際協力銀行
七十七 新関西国際空港株式会社
七十八 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）抄

（懲戒処分）

第四十六条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 二 隊員たるにふさわしくない行為のあつた場合

- 三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続く隊員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く隊員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに

対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続く隊員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）抄

（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）

第四十三条 法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一 小型船舶検査機構

二 日本消防検定協会

三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行を含む。）

四 削除

五 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開發銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫並びに株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行を含む。）

六 軽自動車検査協会

七 高圧ガス保安協会

八 独立行政法人農林漁業信用基金（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金、農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金並びに独立行政法人農林漁業信用基金法 附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金を含む。）

九 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構（同法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和十一年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所を含む。）

十 独立行政法人福祉医療機構（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第六条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和五十九年法律第七十五号）附則第二条の規定により社会福祉・医療事業団となつた旧社会福祉事業振興会及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧医療金融公庫並びに独立行政法人福祉医療機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧社会福祉・医療事業団を含む。）

十一 企業年金連合会（国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十九条の規定により企業年金連合会となつた旧厚生年金基金連合会を含む。）

十二 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号。以下「旧住宅・都市整備公団法」という。）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び旧住宅・都市整備公団並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）

十三 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十一年法律第九十二号。以下この号において「旧日本体育・学校健康センター法」という。）附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会、旧日本体育・学校健康センター法附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）

十四 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和五十五年法律第七十

一号）附則第七条第一項の規定により解散した旧石炭鉱業合理化事業団、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第十四条の規定による廃止前の産業技術に関する研究開発体制の整備等に関する法律（昭和六十三年法律第三十三号）附則第四条の規定により新エネルギー・産業技術総合開発機構となつた旧新エネルギー総合開発機構、石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十五 東日本高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団を含む。）

十六 独立行政法人綠資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人綠資源機構（農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団、森林開發公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により綠資源公団となつた旧森林開發公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人綠資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人綠資源機構法（平成十四年法律第百三十号。以下「旧綠資源機構法」という。）附則第四条第一項の規定により解散した旧綠資源公団を含む。）

十七 独立行政法人日本原子力研究開発機構（日本原子力船開發事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開發事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団、原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）附則第二条の規定により核燃料サイクル開発機構となつた旧動力炉・核燃料開発事業団並びに独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構を含む。）

十八 独立行政法人科学技術振興機構（新技術開発事業団法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十二号）附則第二条の規定により新技術事業団となつた旧新技术開發事業団、独立行政法人科学技術振興機構法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技术開發事業団並びに独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

十九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福社事業団を含む。）

二十 独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）第一条の規定による廃止前の中企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十三号）による改正前の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）附則第七条第五項の規定により解散した旧特定産業信用基金、産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金、繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成六年法律第二十七号）による改正前の繊維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二十二条の繊維工業構造改善事業協会、中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企业信用保険公庫、同法附則第六条第一項の規定により解散した旧繊維産業構造改善事業協会及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団を含む。）

二十二 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第一百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

二十三 独立行政法人労働政策研究・研修機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附則第二条の規定により日本労働研究機構となつた旧日本労働協会及び独立行政法人労働政策研究・研修機構法（平成十四年法律第一百六十九号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構を含む。）

二十四 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第一百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

二十五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会、独立行政法人鉄道建設・による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会、独立行政法人鉄道建設・

運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鐵道整備基金、日本国有鐵道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第二百三十六号）附則第二条の規定により解散した旧日本国有鐵道清算事業団、運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鐵道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）

二十六 首都高速道路株式会社（日本道路公團等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公團を含む。）

二十七 独立行政法人勤労者退職金共済機構（中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第三十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十八号）附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業退職金共済事業団及び同法附則第六条第一項の規定により解散した旧特定業種退職金共済組合並びに中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百六十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧勤労者退職金共済機構を含む。）

二十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）

二十九 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福利事業団及び年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

三十 独立行政法人農畜産業振興機構（独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法（平成八年法律第五十三号。以下この号において「旧農畜産業振興事業団法」という。）附則第十五条の規定による廃止前の蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本蚕糸事業団及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧糖価安定事業団、旧農畜産業振興事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧畜産振興事業団及び旧農畜産業振興事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧蚕糸砂糖類価格安定事業団並びに独立行政法人農畜産業振興機構法附

則第三条第一項の規定により解散した旧農畜産業振興事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧野菜供給安定基金を含む。)

三十一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

三十二 阪神高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団を含む。）

三十三 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号。第七十五号において「旧公社法施行法」という。）第六条第一項の規定により解散した旧簡易保険福祉事業団（簡易生命保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第五十号）附則第二十八条第一項の規定により簡易保険福祉事業団となつた旧簡易保険郵便年金福祉事業団を含む。）

三十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）

三十五 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十六 社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十七 独立行政法人環境再生保全機構（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

三十八 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

三十九 独立行政法人日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場及び独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

四十 独立行政法人空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構及び公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

四十一 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

四十二 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

四十三 削除

四十四 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

四十五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧心身障害者福祉協会を含む。）

四十六 日本私立学校振興・共済事業団（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本私学振興財団を含む。）

四十七 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

四十八 本州四国連絡高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公団を含む。）

四十九 独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）

五十 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）

五十一 独立行政法人海上災害防止センター（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧海上災害防止センターを含む。）

五十二 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

五十三 独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

五十四 独立行政法人日本万国博覽会記念機構（独立行政法人日本万国博覽会記念機構法（平成十四年法律第百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覽会記念協会を含む。）

五十五 日本下水道事業団

五十六 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）

五十七 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律（平成十一年法律第百二十一号。以下この号において「整理合理化法」という。）第一条の規定による改正前の消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）により設立された製品安全協会（整理合理化法附則第十条に規定する時までの間におけるものに限る。）

五十八 独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第百八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）

五十九 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）

六十 自動車安全運転センター

六十一 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成三年法律第十八号）による改正前の航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センターを含む。）

六十二 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構（通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十四号）による改正前の通信・放送衛星機構法（昭和五十四年法律第四十六号）第一条の通信・放送衛星機構を含む。）

六十三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第三十二号）による改正前の医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）第一条の医薬品副作用被害救済基金、薬事法及び医薬品副作用被害救

済・研究振興基金法の一部を改正する法律（平成五年法律第二十七号）による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。）

六十四 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）

六十五 放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

六十六 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理条例」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理条例の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。）

六十七 危険物保安技術協会

六十八 消防団員等公務災害補償等共済基金

六十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（身体障害者雇用促進法（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会及び独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第二百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

七十 中央労働灾害防止協会

七十一 地方公務員災害補償基金

七十二 中央職業能力開発協会

七十三 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第二百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

七十四 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進

七十五 旧公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間ににおけるものに限る。）

七十六 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧平和祈念事業特別基金を含む。）

七十七 社会保険診療報酬支払基金

七十八 国民年金基金連合会

七十九 日本中央競馬会

八十一 預金保険機構

八十二 日本電信電話株式会社

八十三 北海道旅客鉄道株式会社
八十四 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるこれらの中のものに限る。）

八十五 四国旅客鉄道株式会社
八十六 九州旅客鉄道株式会社
八十七 日本貨物鉄道株式会社
八十八 東日本電信電話株式会社
八十九 西日本電信電話株式会社
九十 原子力発電環境整備機構
九十一 株式会社産業再生機構
九十二 独立行政法人北方領土問題対策協会
九十三 独立行政法人原子力安全基盤機構

- 九十四　日本環境安全事業株式会社
- 九十五　独立行政法人奄美群島振興開発基金
- 九十六　独立行政法人医薬基盤研究所
- 九十七　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
- 九十八　中日本高速道路株式会社
- 九十九　西日本高速道路株式会社
- 百　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- 百一　独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
- 百二　日本司法支援センター
- 百三　独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
- 百四　地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号。以下「旧地方公営企業等金融機構法」という。）附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）
- 百五　地方競馬全国協会
- 百六　株式会社商工組合中央金庫
- 百七　全国健康保険協会
- 百八　農水産業協同組合貯金保険機構
- 百九　株式会社産業革新機構
- 百十　株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
- 百十一　日本年金機構
- 百十二　漁船保険中央会
- 百十三　日本商工会議所

- 百十四 全国土地改良事業団体連合会
百十五 全国中小企業団体中央会
百十六 全国商工会連合会
百十七 漁業共済組合連合会
百十八 日本銀行
百十九 日本弁理士会
百二十 東京地下鉄株式会社
百二十一 日本アルコール産業株式会社
百二十二 原子力損害賠償支援機構
百二十三 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
百二十四 株式会社国際協力銀行
百二十五 新関西国際空港株式会社
百二十六 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 2 法第百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。
- 一 削除
- 二 地方競馬全国協会
- 三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
- 転車振興会
- 四 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会
- 五 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団
- 六 独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所を含む。）
- 七 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団
- 八 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧阪神高速道路公団

九 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団を含む。）

十 地方公務員災害補償基金

十一 日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧本州四国連絡橋公团

十二 預金保険機構

十三 日本下水道事業団

十四 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間ににおけるものに限る。）

十五 農水産業協同組合貯金保険機構

十六 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

十七 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構を含む。）

十八 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

十九 日本私立学校振興・共済事業団

二十 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行

二十一 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行

二十二 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

二十三 銀行等保有株式取得機構

二十四 独立行政法人日本万国博覧会記念機構

二十五 独立行政法人水資源機構

二十六 独立行政法人農畜産業振興機構

- 二十七 独立行政法人農業者年金基金
- 二十八 独立行政法人農林漁業信用基金
- 二十九 独立行政法人北方領土問題対策協会
- 三十 独立行政法人日本学術振興会
- 三十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会
- 三十四 独立行政法人福祉医療機構
- 三十五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 三十六 独立行政法人日本貿易振興機構
- 三十七 独立行政法人国際交流基金
- 三十八 独立行政法人労働政策研究・研修機構
- 三十九 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構
- 四十 独立行政法人科学技術振興機構
- 四十一 独立行政法人理化学研究所
- 四十二 独立行政法人自動車事故対策機構
- 四十三 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- 四十四 独立行政法人空港周辺整備機構
- 四十五 独立行政法人海上災害防止センター
- 四十六 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十六号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター
- 四十七 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金
- 四十八 独立行政法人国際協力機構
- 四十九 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園

五十 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

五十一 独立行政法人原子力安全基盤機構

五十二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

五十三 独立行政法人国際観光振興機構

五十四 独立行政法人環境再生保全機構

五十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構

五十六 独立行政法人労働者健康福祉機構

五十七 独立行政法人情報処理推進機構

五十八 独立行政法人日本学生支援機構

五十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

六十 独立行政法人海洋研究開発機構

六十一 独立行政法人都市再生機構

六十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金

六十三 独立行政法人医薬基盤研究所

六十四 沖縄科学技術大学院大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

六十五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

六十六 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）

六十七 地方公共団体金融機構（旧地方公営企業等金融機構法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫及び旧地方公営企業等金融機構法第一条の地方公営企業等金融機構を含む。）

六十八 全国健康保険協会

六十九 日本年金機構

七十 漁船保険中央会

七十一 日本商工会議所

七十二 全国土地改良事業団体連合会

- | | |
|-----|--|
| 七十三 | 全国中小企業団体中央会 |
| 七十四 | 全国商工会連合会 |
| 七十五 | 高圧ガス保安協会 |
| 七十六 | 消防団員等公務災害補償等共済基金 |
| 七十七 | 漁業共済組合連合会 |
| 七十八 | 軽自動車検査協会 |
| 七十九 | 小型船舶検査機構 |
| 八十 | 自動車安全運転センター |
| 八十一 | 危険物保安技術協会 |
| 八十二 | 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則
第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間に
おけるものに限る。） |
| 八十三 | 日本電信電話株式会社 |
| 八十四 | 北海道旅客鉄道株式会社 |
| 八十五 | 四国旅客鉄道株式会社 |
| 八十六 | 九州旅客鉄道株式会社 |
| 八十七 | 日本貨物鉄道株式会社 |
| 八十八 | 東日本電信電話株式会社 |
| 八十九 | 西日本電信電話株式会社 |
| 九十 | 原子力発電環境整備機構 |
| 九十一 | 東京地下鉄株式会社 |
| 九十二 | 日本環境安全事業株式会社 |
| 九十三 | 成田国際空港株式会社 |
| 九十四 | 東日本高速道路株式会社 |
| 九十五 | 首都高速道路株式会社 |

- 九十六 中日本高速道路株式会社
 九十七 西日本高速道路株式会社
 九十八 阪神高速道路株式会社
 九十九 本州四国連絡高速道路株式会社
 百 日本アルコール産業株式会社
 百一 株式会社日本政策金融公庫
 百二 株式会社商工組合中央金庫
 百三 株式会社日本政策投資銀行
 百四 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
 百五 原子力損害賠償支援機構
 百六 株式会社国際協力銀行
 百七 新関西国際空港株式会社

○国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第二百二十八号）抄

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続
 いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有
 するもののうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。
 以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者
 を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人で
 その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤
 務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給
 付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみな

し、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「、公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第一百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下この条において「継続長期組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。

3 繙続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）その他の政令で定める場合における前二項の規定の適用については、その者は、公庫等職員又は特定公庫等役員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める場合については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(継続長期組合員に係る公庫等の範囲)

第三十九条 法第百四十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第二百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第二百四十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和五十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農用地開発公団となつた旧農用地開発公団を含む。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第二百八十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団、独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の住宅成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社並びに独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民

當化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

二 独立行政法人科学技術振興機構（独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第二百五十八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）、独立行政法人宇宙航空研究開発機構（独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第二百六十一号）附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）、独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第二百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）、独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第二百三十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）、日本私立学校振興・共済事業団、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第二百一十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）、独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第二百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）及び日本下水道事業団

三 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外経済協力基金を含む。）、株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開發銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫及び株式会海道東北開発公庫を含む。）、国民金融公庫法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫及び株式会

四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第二百五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第二百六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第二百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校安全会を含む。）、国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第二百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法（平成十四年法律第二百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第二百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第二百五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）、独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法（平成十四年法律第二百七十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第二百四十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業

団を含む。）、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法（平成十四年法律第二百八十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第二百七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社法（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）、新関西国際空港株式会社及び日本環境安全事業株式会社

五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第二百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、独立行政法人海洋研究開発機構（独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覽会記念機構（独立行政法人日本万国博覽会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覽会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、独立

行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社企業再生支援機構、原子力損害賠償支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）及び独立行政法人奄美群島振興開発基金

○地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）抄

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第一百四十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第一百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」と

あり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者（以下「継続長期組合員」という。）が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）における前二項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として引き続き在職する間、継続長期組合員であるものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）抄

（退職手当通算法人）

第二条 法第一百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 沖縄振興開発金融公庫
- 二 首都高速道路株式会社
- 三 株式会社日本政策金融公庫
- 四 阪神高速道路株式会社
- 五 日本消防検定協会

- 七 成田国際空港株式会社
- 八 国家公務員共済組合連合会
- 九 本州四国連絡高速道路株式会社
- 十 日本私立学校振興・共済事業団
- 十一 軽自動車検査協会
- 十二 日本下水道事業団
- 十三 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 十四 企業年金連合会
- 十五 石炭鉱業年金基金
- 十六 小型船舶検査機構
- 十七 高圧ガス保安協会
- 十八 自動車安全運転センター
- 十九 放送大学学園
- 二十 日本商工会議所
- 二十一 地方職員共済組合
- 二十二 警察共済組合
- 二十三 中央労働災害防止協会
- 二十四 地方公務員災害補償基金
- 二十五 預金保険機構
- 二十六 危険物保安技術協会
- 二十七 中央職業能力開発協会
- 二十八 地方公務員共済組合連合会
- 二十九 全国市町村職員共済組合連合会
- 三十 削除
- 三十一 日本たばこ産業株式会社

三十二	日本電信電話株式会社
三十三	北海道旅客鉄道株式会社
三十四	四国旅客鉄道株式会社
三十五	九州旅客鉄道株式会社
三十六	日本貨物鉄道株式会社
三十七	社会保険診療報酬支払基金
三十八	国民年金基金連合会
三十九	公立学校共済組合
四十	日本中央競馬会
四十一	東日本電信電話株式会社
四十二	西日本電信電話株式会社
四十三	原子力発電環境整備機構
四十四	国立大学法人
四十五	大学共同利用機関法人
四十六	日本環境安全事業株式会社
四十七	東日本高速道路株式会社
四十八	中日本高速道路株式会社
四十九	西日本高速道路株式会社
五十	日本郵政株式会社
五一	日本司法支援センター
五十二	削除
五十三	日本郵便株式会社
五十四	株式会社商工組合中央金庫
五十五	地方競馬全国協会
五十六	農水産業協同組合貯金保険機構

- 五十七 銀行等保有株式取得機構
- 五十八 地方公共団体金融機構
- 五十九 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 六十 全国健康保険協会
- 六十一 株式会社産業革新機構
- 六十二 株式会社地域経済活性化支援機構
- 六十三 日本年金機構
- 六十四 漁船保険中央会
- 六十五 全国土地改良事業団体連合会
- 六十六 全国中小企業団体中央会
- 六十七 全国商工会連合会
- 六十八 漁業共済組合連合会
- 六十九 日本銀行
- 七十 日本弁理士会
- 七十一 東京地下鉄株式会社
- 七十二 日本アルコール産業株式会社
- 七十三 原子力損害賠償支援機構
- 七十四 沖縄科学技術大学院大学学園
- 七十五 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
- 七十六 株式会社国際協力銀行
- 七十七 新関西国際空港株式会社
- 七八 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

(内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人)

第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一	日本赤十字社
二	農水産業協同組合貯金保険機構
三	日本銀行
四	銀行等保有株式取得機構
五	預金保険機構
六	株式会社産業革新機構
七	株式会社地域経済活性化支援機構
八	原子力損害賠償支援機構
九	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
十	株式会社農林漁業成長産業化支援機構

○特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）抄

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人）

第十七条 準用国家公務員法第一百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一	日本赤十字社
二	農水産業協同組合貯金保険機構
三	日本銀行
四	銀行等保有株式取得機構
五	預金保険機構
六	株式会社産業革新機構
七	株式会社地域経済活性化支援機構
八	原子力損害賠償支援機構

九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
十 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

○国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）抄

（他の役職員についての依頼等の規制）

第一百六条の二 職員は、営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び地方独立行政法人（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）に対し、他の職員若しくは特定独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

○2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

○3 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定

めている法人に限る。）をいう。

- 4 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（内閣総理大臣への届出）

第一百六条の二十四 管理職職員であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（前条第一項の規定により政令で定める事項を届け出た場合を除く。）には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 特定独立行政法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な關係があるものとして政令で定めるものに限る。）

○ 2 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

○ 独立行政法人通則法（平成十一年政令第百三号）抄

（役員の退職管理）

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第一百六条の二（第二項第三号を除く。）、第一百六条の三、第一百六条の四及び第一百六条の十六から第一百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。

）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）」、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第一百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職員」という。）」である場合には、「速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八条中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条

の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に關し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に關係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。

3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に關し必要があると認めるとときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿

、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。

4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に關する政令（平成

年法律第 号）抄

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第三条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百五十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第四条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。
別表第十に次の一号を加える。

七十九 株式会社民間資金等活用事業推進機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第五条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百二十七 株式会社民間資金等活用事業推進機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第六条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」の下に「、株式会社民間資金等活用事業推進機構」を加える。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第九条 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

七十九 株式会社民間資金等活用事業推進機構

第三十一条に次の一号を加える。

十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構

（特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十一条 特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十一 株式会社民間資金等活用事業推進機構

